

小松市第三者所有型再生可能エネルギー 設備設置費補助制度について

二酸化炭素の排出の抑制を図ることにより地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギー設備を導入される方を対象に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

補助対象設備

PPA 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム（一体的導入）

補助金額・対象要件

| 補助率 補助限度額 | 対象要件等 |
|--------------|---|
| 一律 5万円 | <p>【太陽光発電システム】</p> <ol style="list-style-type: none">①太陽電池の最大出力が2kW以上であること②電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結していること③発電した電力を自己が居住する住宅において使用すること④配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと）⑤発電する電力量を測定できること⑥未使用のものであること <p>【蓄電システム】</p> <ol style="list-style-type: none">①住宅用太陽光発電システム等の設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるもの②蓄電池部及び電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの③蓄電容量が2kWh以上のもので、定置用のものであること④未使用のものであること <p>【PPAモデル】</p> <ol style="list-style-type: none">①性能の保証や導入後のサポート等がメーカー等によって確保されていること②工事・施工に関しては、建築物及び電気設備の関係法令に準拠していること |

補助対象者等

- ・次の①または②のいずれかに該当する方（令和6年4月1日以後の導入に限る。）
 - ①所有する市内の住宅（併用住宅含む）に対象設備を導入する方
 - ②対象設備が設置された市内の住宅（併用住宅含む）を新築または購入し、居住する方
- ・自らが支払ったPPAモデルの月額サービス料金が5万円を超えている方
- ・市税を滞納していない方

※国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。

※導入者が法人の場合は、補助の対象となりません。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限ります。

